

廃炉発官R2第105号
令和2年8月27日

原子力規制委員会 殿

東京都千代田区内幸町1丁目1番3号
東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長 小早川 智明

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画 変更認可申請書

核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第64条の3第2項の規定に基づき，別紙の通り，「福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画」の変更認可の申請をいたします。

以上

「福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画」について、下記の箇所を別添の通りとする。

変更箇所、変更理由及びその内容は以下の通り。

○福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画

3号機原子炉建屋滞留水移送装置の追設に伴い、下記の通り変更を行う。

Ⅱ 特定原子力施設の設計、設備

2.5 汚染水処理設備等

本文

- ・ 3号機原子炉建屋滞留水移送装置の追設に伴う基本仕様の変更

添付資料－1

- ・ 3号機原子炉建屋滞留水移送装置の追設に伴う滞留水移送装置の系統構成図の変更

添付資料－1 6

- ・ 3号機原子炉建屋滞留水移送装置の追設に伴う配管概略図の変更

2.6 滞留水を貯留している（滞留している場合を含む）建屋

本文

- ・ 変更なし

添付資料－1

- ・ 3号機原子炉建屋滞留水移送装置の追設に伴う水位計設置位置図の変更

Ⅲ 特定原子力施設の保安

第3編（保安に係る補足説明）

1. 運転管理に係る補足説明

1.7 1～4号機の滞留水とサブドレンの運転管理について

- ・ 3号機原子炉建屋滞留水移送装置の追設に伴う変更

以 上